

令和8年度

飯島町企業雇用型地域おこし協力隊事業受入団体等

業務委託公募型プロポーザル実施要領

飯島町

2026（令和8）年6月

1 目的及び趣旨

本事業は、総務省の「地域おこし協力隊」制度を活用し、本町が進める「飯島町第6次総合計画改訂版」に定める施策について、本事業に関する知見やノウハウを持つ民間事業者による事業の企画提案から運営事業までを包括的に委託することにより、民間力を生かした高い成果の創出を目的とするものである。

事業実施にあたり、民間事業者の知見やノウハウを生かし高い成果を創出できる手法により事業を実施することが要求されるため、公募型プロポーザル方式により委託事業者を選定する。

本要領は、「飯島町企業雇用型地域おこし協力隊事業受入団体等業務委託」の運営事業者選定に係る公募型プロポーザルの実施及び参加方法について、必要な事項を定めるものである。

2 契約の概要

- (1) 業務名 令和8年度飯島町企業雇用型地域おこし協力隊募集・選考業務
令和8年度飯島町企業雇用型地域おこし協力隊受入業務
- (2) 委託期間 契約締結日から令和9年3月31日まで
- (3) 実施場所 飯島町全域
- (4) 契約方法 公募型プロポーザル方式による随意契約
- (5) 業務内容 別紙仕様書のとおり

□別紙1

令和8年度飯島町企業雇用型地域おこし協力隊事業運営業務委託仕様書

□別紙1-2

令和8年度飯島町企業雇用型地域おこし協力隊募集・選考業務仕様書

□別紙1-3

令和8年度飯島町企業雇用型地域おこし協力隊受入業務仕様書

- (6) 提案限度額 業務にかかる委託料は、別紙1「令和8年度飯島町企業雇用型地域おこし協力隊事業運営業務委託仕様書」のとおりとする。

3 参加資格要件

次に掲げる項目をすべて満たしていることを、本プロポーザルに参加する要件とする。なお、選定後、契約締結までの間においても、次に掲げる項目を満たさないことが明らかになった場合は、決定を取り消すことがある。

- (1) 飯島町内に活動拠点となる事務所等（本社、本店、支店もしくは営業所）を有する法人又は任意の団体であると認められるもの。
- (2) 町における地域振興及び地域協力活動に対し、理解を有し、積極的な関わりを持つと認められるもの。

- (3) 企業雇用型地域おこし協力隊の隊員（以下「雇用型隊員」という。）の支援ができる組織体制が整っていると認められるもの。
- (4) 自社の既存事業を運営するための補充人材ではなく、新規事業に必要な人材として雇用型隊員を雇用し、町民と連携協力して地域活性化に繋げる意欲があると認められるもの。
- (5) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者及び飯島町の入札参加の制限を受けていない者と認められるもの。
- (6) 飯島町競争入札参加資格者名簿に登録されていると認められるもの。
- (7) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生可能法（平成 11 年法律第 225 号）に規定に基づく更生又は再生手続の申立てを行っている者でないと認められるもの。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員でないと認められるもの。
- (9) 公租公課の滞納がないと認められるもの。

4 選定方法

選定は公募型プロポーザル方式により、事業者から提出された提案書類及びプレゼンテーションに対して審査する。

5 選定スケジュール

No.	期間	内容
1	令和 8 年 6 月 22 日（月）	募集開始（実施要綱等の公表）
2	令和 8 年 7 月 6 日（月）	参加申込書（一次審査）の提出期限 ※参加申込者が 4 者の場合実施
3	令和 8 年 7 月 9 日（木）	参加資格確認通知
4	令和 8 年 7 月 10 日（金）午後 5 時必着	質問受付期限
5	令和 8 年 7 月 17 日（金）	質問回答
6	令和 8 年 7 月 22 日（水）午後 5 時必着	企画提案書類の提出期限
7	令和 8 年 8 月 5 日（水）午後 2 時	審査委員会（二次審査） ※事業者の決定
8	令和 8 年 8 月 10 日（月）	飯島町業者選定委員会（予定） ※事業者決定後、選定結果通知
9	令和 8 年 8 月 14 日（金）	契約締結

6 質問に関する事項

この提案募集に関する質問がある場合は、下記のとおり受付先に提出すること。
なお、期限後の質問に対しては回答しない。

- (1) 受付期限 令和8年7月10日(金)午後5時必着
- (2) 受付方法 電子メール（送信後、必ず電話により着信の確認を行うこと。）
- (3) 件名 飯島町企業雇用型地域おこし協力隊事業受入団体等業務委託質問書
- (4) 受付先 飯島町役場 企画政策課 企画係
- (5) メールアドレス kikaku@town.iijima.lg.jp
- (6) 質問様式 質問書（様式第1号）
- (7) 回答方法 質問書に対する回答は、メール等において回答日までに回答する。
また、企画項目提案に係る質問及び企画提案書の提出等の事務手続きに係る一般的な質問の場合は提案者全員へ回答する。
- (8) 回答日 令和8年7月17日(金)午後5時まで

7 参加申込書等の提出について

- (1) 提出書類等及び提出部数（提出の際には以下の順に綴り、提出すること。）
 - ① 参加申込書（様式第2号） 1部
 - ② 会社概要書（様式第3号） 1部
 - ③ 導入実績調書（様式第4号） 1部
 - ④ 提案概要書（様式第5号） 1部
 - ⑤ 国税及び地方税の納税証明書 1部
参加申込時点で発行から3ヶ月以内のもの（コピー可）
 - ⑥ 登記簿謄本（履歴事項全部証明書）1部
参加申込時点で発行から3ヶ月以内のもの（原本）
- (2) 提出期限 令和8年7月6日(月)午後5時必着
- (3) 提出方法
 - ① 郵送又は持参により提出（配達記録が残る郵便に限る）のいずれかによる。
 - ② 持参する場合の受付時間は、閉庁日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
 - ③ F A X・電子メールによる書類の提出は受け付けないものとする。
- (4) 提出先 飯島町役場 企画政策課 企画係
- (5) 結果通知 参加資格を確認後、令和8年7月9日(木)までに、結果通知を書面で全ての参加申込書提出者に送付する。なお、審査結果についての異議申し立ては一切受け付けないものとする。

8 一次審査（書類審査）

二次審査の実施にあたり申込書を提出した事業者が4者以上になった場合、一次審査を実施し、二次審査に進む事業者を3者選定する。

(1) 審査方法

関係部署において本募集要項等に定める要件および業務遂行能力、事業内容、期待される効果などを総合的に審査し、評価が高い方から3者を二次審査に進む事業者として選定する。なお、審査会は非公開とする。

(2) 審査項目

評価基準にも基づいて審査を行います。評価項目ごとの配点割合は、「11 評価基準及び配点」のとおりとする。

(3) 審査結果

審査結果は事業者に対して、郵送、FAX、持参又は電子メールによって通知する。なお、審査結果等に対する異議申し立ては一切受け付けないものとする。

9 企画提案書に関する事項（一次審査合格者）

参加申込書等を提出し、参加資格があると認められた者は、以下のとおり企画提案書及びその他関係書類を提出するものとする。

(1) 提出書類

① 企画提案書提出届（様式第6号）

② 企画提案書（任意様式）

別紙2「企画提案書提出届」作成要領に沿って作成すること。

③ 見積書

- ・法人等の所在地、名称及び代表者氏名を記入し、代表者印を押印すること。
- ・内訳書を添付すること。
- ・見積書の業務名

令和8年度飯島町企業雇用型地域おこし協力隊募集・選考業務

令和8年度飯島町企業雇用型地域おこし協力隊受入業務

(3) 提出期限 令和8年7月22日（水）午後5時必着

(4) 提出部数 6部（正本1部、審査会用5部）

※プロポーザル審査時に、モニター等を使用したプレゼンテーションを希望する事業者は、合わせて電子データを提出すること。

(5) 提出方法

① 郵送又は持参により提出（配達記録が残る郵便に限る）のいずれかによる。

② 持参する場合の受付時間は、閉庁日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

③ F A X ・ 電子メールによる書類の提出は受け付けないものとする。

(6) 提出先 飯島町役場 企画政策課 企画係

10 二次審査（プレゼンテーション）

参加事業者より提出された企画提案書に基づき、プレゼンテーションを以下日程で実施する。実施詳細については、参加事業者へ事前に通知する。なお、参加状況等によって、二次審査の日程が変更となる可能性がある。

(1) 審査方法 別紙「飯島町企業雇用型地域おこし協力隊事業受入団体等業務委託公募型プロポーザル審査要領」による。

(2) 審査日時 令和8年8月5日（水）午後2時

(3) 審査場所 飯島町役場（飯島町役場内会議室）

(4) 時間配分 説明に要する時間は30分
（説明20分、質疑応答10分程度を目安）とする。

(5) 参加人数 説明者及び質問への対応者含め5人以内とする。

(6) 順番 説明を行う順番は、企画提案書の提出（受付）順とする。

(7) 審査内容 提出された企画提案書等の内容について説明し、質疑応答にも対応すること。

(8) 審査結果の公表

① 審査結果は事業者に対して、郵送、F A X、持参又は電子メールによって通知する。

② 審査結果に対する異議申し立ては一切受け付けないものとする。

③ 審査結果は飯島町ホームページにより公表する。

(9) 審査結果の疑義

① 事業者は、審査結果について疑義がある場合は、公表の翌日から起算して5日以内に、書面（任意様式）によりその理由の説明を求めることができる。

② 電話による問合せは応じない。

(10) その他

① 審査過程において提出書類の内容に疑義が生じた場合は、事業者に照会する場合がある。

② 詳細な業務仕様（「募集・選考業務仕様書」、「受入業務仕様書」）は、審査会で提案された内容について本町と事業者が協議して決定するため、仕様等について修正を行う場合がある。

11 評価基準及び配点

企画提案書及びプレゼンテーションにより、提案内容の妥当性、適合性、実現性などの視点から、下表の評価項目において評価・採点を行う。

評価区分	評価項目	配点
1. 全体評価	総合評価	20
	企画提案書全体構成	
2. 遂行能力及び実施体制	経営状況	20
	実績	
	実施体制	
3. 定着・定住性	支援内容	20
4. 企画提案		
①企業雇用型地域おこし協力隊募集・選考業務	具体的な業務内容	20
	事業計画	
	独自性	
	目標設定	
②企業雇用型地域おこし協力隊受入業務	具体的な業務内容	20
	事業計画	
	独自性	
	目標設定	
合計点		100

12 留意事項

(1) 失格又は無効

次のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。

- ① 提出期限を過ぎて提案書が提出された場合
- ② 提出書類に虚偽の内容を記載した場合
- ③ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

(2) 著作権や特許権等の取扱い

著作権法（昭和54年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物や特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている履行方法を使用するときは、提案者がその使用に関する責任を負うものとする。

(3) 提出書類

- ① 提出後の変更、差し替え、追加又は再提出は認めない。
- ② 提出された書類は返却しない。
- ③ 提案は1参加者につき1案のみの提出とする。

(4) 辞退

プロポーザルへの参加を辞退する場合は、別紙「参加辞退届（様式第7号）」を提出すること。

(5) 費用負担

参加に要する費用は、事業者の負担とする。

13 問合せ先

〒399-3797 長野県上伊那郡飯島町飯島 2537 番地
飯島町役場 企画政策課 企画係（担当：西村、大澤）
T E L 0265-86-3111（内線 229・221）
F A X 0265-86-4395
E-mail kikaku@town.ijima.lg.jp